

令和7年5月1日（令和第1版）

## 令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ<sup>1</sup>（五月雨式編）

### 第2章の1 ～証明責任論 導入～

DS（捧大地）

#### ～はじめに～

証明責任論は、深入りすると、色々な意味で危ない。このような次第であるので、証明責任論については、学部・法科大学院の民法・民訴法・要件事実論で学ぶ範囲に抑えておくように。少なくとも司法試験に合格する「時」までは。

### 第1 証明責任の基礎

#### [設例 II - 1]

G君は、平成21年4月18日に、Sさんに対して、1週間後に返還する旨の約束（返還約束）を取りつけたうえで、法科大学院棟1階の自販機前で清涼飲料水を買うSさんに対して、120円を貸し渡した（金銭授受）（民法●●●条）。<sup>2</sup>

#### < ♪ 新緑の法律用語語源探索運動 ♪ >

「G」・「S」とは、よく民法の教科書で見かける略語だと思う。「G」は債権者、「S」は債務者という意味らしい。では「DS」とはどういう意味であろうか<sup>3</sup>。

#### 1 模擬式、裁判官役ロールプレイング

あなたは裁判官です。以下の状況においていかなる判決を下しますか？ なお、説明文が曖昧な場合や補足すべき事項が有る場合には適宜補いましょう。

<sup>1</sup> 本章の「証明責任論」に関しては、近時学説が動いているらしい。筆者としては、なるべく【平成版】の余韻を残したかったので、「本章に関してのみ」は、レジュメをそれほどアップデートしていない。そこに留意して、本章のレジュメは使用してほしい。

<sup>2</sup> このような「小さな問題」で、まさか実際に裁判など起こす馬鹿者はいないと思うが、仮に裁判など起こす気があるのであれば、弁護士登録をしてからにすること。この忠告の意味は私のレジュメで司法試験に合格し、司法修習を終えた「時」にわかるはずである。まずは、このレジュメで学習する者は、当然に皆、司法試験に合格してほしい。その後は、このような小さな事案ではなく、皆さんの「初心を忘れない気持ち」を大事にして頂きたい。

<sup>3</sup> 私は、現在諸事情により、独語辞書を引くことができないので、法学部の先生に話しかけても良さそうなタイミングを見計らって（こういうのを民訴法用語で「時機」という）お聞きしてみよう。間違っても、某有名家庭用TVゲームメーカーさんのお客様相談室に質問の電話などしないように（笑）。

- (1) 設例そのままの陳述のみをG君が述べてきた場合。
- (2) G君が、その場に居合わせた共通の友人R君を証人として法廷で証言させ、R君が「たしかにSさんはG君からお金を借りてジュースを買い、1週間後までにはお金を返す、と言っていた。」と証言した場合。
- (3) 上記(2)の状況で、Sさんは、神様の目から見た真実では確かに全額返していた。しかし、Sさんは、たかだか120円で裁判所まで行くのはばからしい、として、なんらの反論を述べなかった場合。
- (4) 上記(2)の状況で、Sさんが「確かにお金は借りたが、全額返済した。」とのみ陳述し、G君が「お金はまだ返してもらっていない。」と、述べた場合。

## 2 証明責任とは（筆者の言葉による説明）

ある訴えが提起された時、裁判官は、必ずなんらかの判決を下さなければならない（参照：憲法32条）<sup>4</sup>。

裁判の審理の過程において、ある事実〔Xがお金を貸したのか？ Yがお金を返したのか？〕等の真偽が、裁判官において、必ずしもその事実の存否がわからない場合が発生する。

しかし、裁判官は、判決を下さなければならない以上、ある事実が存在した又は存在しなかったとの事実認定をした上で<sup>5</sup>、その認定事実を基にして、法的判断を下さなければならない。

証明責任とは、裁判官が事実認定をするに際し、ある事実の存否を確定できなかった場合において、その事実の存在による自己に有利な法律効果の発生を主張する者が、その事実が存在しないと事実認定を受けた場合において、その不利益を甘受しなければならないことを言う。

## 3 証明責任に関する諸注意（筆者の言葉による説明）

「証明責任」、「裁判官の心証の程度〔立証の程度〕」、「証明責任の分配」及び「証明責任の転換」等はそれぞれ違う用語（概念）であるので、まず上記の用語の意味等を説明できるようになること。初学者〔に限らないが〕はこれらを混同

<sup>4</sup> その昔、「私にはわからない。」と判決を下した裁判官がいたらしい（出典：竜ざき喜助『証明責任論—訴訟理論と市民—』（信山社、1987）高橋宏志『重点講義 民事訴訟法（上）』（有斐閣、2005）459頁脚注(1)より孫引）。

<sup>5</sup> この表現は厳密さを欠く。詳しくは前掲高橋『(上)』459頁脚注(3)参照

してしまいがちである。

証明責任は、あくまで不動である〔不動如山〕。

## 第2 第1章の2〔設例I-2〕の事例に関連して

### 1 平野哲郎先生の最判昭和43年2月16日の令和時代の現代的判例評釈

平野哲郎先生は、最判昭和43年2月16日（民集22巻2号217頁〔百選6版60事件〕）の判例批評の中で、現代の令和時代の事案解決方法の指針と思われる文脈において、「債権が紙の証書などではなく、電子的に管理されるようになった現代では、証書の返還による**債権者**〔ここでいう「債権者」とは、新旧債権の債権者ということだろうか、それとも裁判の「原告〔一般的には「債務者」が原告になる場合が多いと思われる。<sup>6)</sup>」を指しているのであろうか。〕の立証の困難という被告説〔「原告説」・「被告説」という用語の使い方においてはいろんな意味で要注意すること。〕の理由づけは説得力を失っているようにも思われる〕と、指摘されている、と思われる（平野哲郎「百選6版」127頁右段下から14行目）<sup>7)</sup>。

## 第3 練習問題

### 1 基本確認問題

自分で、友達が証明責任についての基本を押さえているかどうかを確認できる問題を作成してみよう。

### 2 （標準・応用問題をとばして）発展問題

第1章の2〔設例I-2〕の事例を、筆者の意に沿った形で、（第3章の学習を終えてから）考えてみよう。ただし、【推考🕒】カラータイマー™の色が変わる直前の時間の範囲内で止めること。

<🎵ねんネコ先生の掲示板🎵>

「処分権主義」、「弁論主義」に関して、さらに『ゼミナール民訴法』の第1・2章、第7章、第9・10・11章、第14・15・16章については、当分の間、各自の**自学自習に委ねたい**と考えております。

以上

<sup>6)</sup> この、詳しい意味は、民訴法のみならず社会勉強が進まないとなかなか理解できないと思うので、後々に、復習してもらいたい。今日のところは、冒頭でも述べたように、それほど深入りしないこと。

<sup>7)</sup> この文章を、わざと読みにくくしているのも、筆者の力量であることに皆さんは気づいていただけたらだろうか。